

省エネ住宅ポイント対象住宅(共同住宅等)適合性確認シート

基本事項

1. 依頼住戸

(1) 住宅又は建築物の名称			
(2) 依頼単位	個別	一括	(3) 住宅番号又は依頼パターン記号

2. 地域区分等

(1) 所在地 (市町村名まで)		(2) 地域区分	
------------------	--	----------	--

3. 選択性能 (4のいずれかの場合に該当する場合を除く)

地域区分 1、2	断熱性能要件 4	断熱性能以外の要件 (断熱性能要件に応じた以下のいずれかの仕様を満たすこと)	各設備仕様記入			
			太陽熱	給湯	暖房	燃料電池
1地域	地域	高効率給湯器及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-
2地域		太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合			-	-
3地域		熱交換換気を採用する場合	-	-		-
		開口部(玄関・勝手口ドアを除く)において高断熱仕様の窓を有する場合 ³ (熱貫流率1.9以下)	-	-	-	-
		燃料電池を採用する場合	-	-	-	-
4地域	断熱等性能 等級4 または 省エネルギー 対策等級4 (省エネ住宅ポイントのみを申請する場合は、平成27年4月1日以降の申請であっても省エネルギー対策等級4(平成11年基準相当)の基準を適用することができる。)	高効率給湯器及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-
		太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合			-	-
		熱交換換気を採用する場合	-	-		-
		開口部(玄関・勝手口ドアを除く)において高断熱仕様の窓を有する場合 ³ (熱貫流率2.91以下)	-	-	-	-
		燃料電池を採用する場合	-	-	-	-
5地域	地域	高効率給湯器及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-
6地域		太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合			-	-
7地域		燃料電池及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-
		開口部(玄関・勝手口ドアを除く)において高断熱仕様の窓を有する場合 ³ (熱貫流率4.07以下)	-	-	-	-
8地域	地域	高効率給湯器及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-
		太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合			-	-
		燃料電池及び節湯水栓を採用する場合	-		-	-

4. ヒートポンプ方式によらない設備の設置有無

ヒートポンプ方式によらない電気温水器	設置する	設置しない
ヒートポンプ方式によらない電気暖房	設置する	設置しない

- 1 地域区分のうち、1～8地域は、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成25年経済産業省・国土交通省告示第一号)の別表第4による。
- 2 地域区分のうち、～地域は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)の別表第1による。
- 3 開口部(玄関・勝手口ドアを除く)の熱貫流率が
1(a)、2(b)及び3()地域にあっては1.90以下、4()地域にあっては2.91以下、5(a)、6(b)及び7()地域にあっては4.07以下とする。
- 4 平成27年4月1日以降の申請においても、断熱性能要件については省エネルギー対策等級相当の性能でも可能。

解説ならびに住宅の設備仕様の基準について

(3) 住宅番号又は依頼パターン記号について

「3. 選択性能」及び、2ページ目の「住宅の設備仕様」以降の記述が異なる場合は、本シートを記述が異なるごとに作成する必要があります
(3)の記入欄には、住宅番号每又は、依頼パターン記号(省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書 別紙 一括依頼住宅番号整理表)を記載お願い致します

住宅番号は一覧表の他、平面図などで確認できるようにしてください

省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書 [別紙] 一括依頼住宅番号整理表	各階平面図 住宅番号が確認できる資料
--	-----------------------

3. 選択性能について

「地域区分」、「断熱性能の区分」、「断熱性能以外の要件」の組み合わせにおいて、採用されるものにチェックしてください
が該当する項目においては、2. 各設備仕様の当該項目を記入する必要があります

4. ヒートポンプ方式によらない設備の設置有無について

左記のいずれかの設備を設置する場合、3. 選択性能の基準を満足したとしても、省エネ住宅ポイント対象住宅とは認められません
("電気暖房"については、「床暖房」を含みます)

住宅又は建築物の名称	
------------	--

住宅の設備仕様

各設備仕様

【A 太陽熱利用システム】

太陽熱利用システム	無	有
メーカー名・型番	メーカー名 ()	型番 ()

【B 給湯設備】

給湯設備	
給湯設備の種類	新築時に設備が設置されていない 電気ヒートポンプ給湯器 潜熱回収型ガス給湯器 ガスエンジン給湯器 その他 ()
メーカー名・型番	メーカー名 () 型番 ()
機器の性能	電気温水器(ヒートポンプ式)の場合の年間給湯効率(APF)
節湯型機器	
台所用水栓	設置しない 手元止水機能 水優先吐水機能
メーカー名・型番	メーカー名 () 型番 ()
浴室シャワー水栓	設置しない 手元止水機能 小流量吐水機能
メーカー名・型番	メーカー名 () 型番 ()

【C 換気設備】

熱交換型換気設備(熱交換効率65%以上)の有無	無	有
メーカー名・型番	メーカー名 ()	型番 ()
機器の性能	熱交換効率	

【D 燃料電池】

燃料電池	
燃料電池	新築時に設備が設置されていない 固体高分子形燃料電池 固体酸化物形燃料電池
メーカー名・型番	メーカー名 () 型番 ()
機器の性能	燃料電池の発電効率、総合効率

採用される設備は、メーカー名及び型番を記載の上、その機器及び、型番を確認できるカタログ等を添付してください

メーカー名・型番について：
 設置を想定するメーカー名及び型番に変更の可能性がある場合、「(メーカー名)・(型番) 同等品」と記載し、カタログ等を添付してください。
 ここでいう同等品とは、省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)に適合する設備性能を指します。

太陽熱利用システム

強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。
 (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)

高効率給湯機

電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上(ただし寒冷地仕様は2.7 以上)であること。
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)	給湯部熱効率が94%以上であること
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	連続給湯効率が94%以上であること。
ガスエンジン給湯機(エコウィル)	JIS B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で80%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS 基準に定める中間期)のCOP が4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。

節湯水栓 5

次の のすべての基準を満たすこと

台所水栓において「手元止水機能(節湯A1 6)」又は「水優先吐水機能(節湯C1 6)」を有すること。

浴室シャワー水栓において「手元止水機能(節湯A1 6)」及び「小流量吐水機能(節湯B1 6)」を有すること。

5 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」(独立行政法人建築研究所、協力:国土交通省国土技術政策総合研究所)に定義される節湯水栓を示す。
 6 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。

熱交換型換気

熱交換効率が65%以上の換気設備であること。

燃料電池(エネファーム)

固体高分子形燃料電池については、
 JIS 基準(JIS C8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV 基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV 基準で30%相当以上)およびLHV 基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。
 ならびに、50%負荷運転時のLHV 基準の総合効率が60%以上(HHV 基準で54%相当以上)であること。

固体酸化物形燃料電池については、
 JIS 基準(JIS C8841:2010 小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV 基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV 基準で36%相当以上)およびLHV 基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%以上)であること。
 ならびに、50%負荷運転時のLHV 基準の総合効率が60%以上(HHV 基準で54%相当以上)であること。